

就学すべき学校の指定の変更（申立て） 許可の基準及び添付書類一覧

【許可の基準】（複数可）		必要な添付書類
1 転居の事情	1ア 希望校の通学区域に転居することが確定している。	建築確認書 又は 賃貸借契約書の写し
	1イ 一時転居するが、再度現住所地へ戻ることが確定しているので従前の学校へ就学させたい。	建築確認書 又は 賃貸借契約書の写し
	1ウ 小学校児童で学年の途中で転居したが、学年の修了まで従前の学校へ就学させたい。 （学年の修了までではなく当該年度中の期間まで・学期末までも含む。）	
	1エ 小学校児童で転居し、安全な経路で通学することができるので、卒業まで従前の学校へ通学させたい。	
	1オ 中学校生徒で転居し、卒業まで従前の学校への就学を希望する場合。 （卒業までではなく、当該年度中の期間まで・学期末までも含む。）	
2 家庭の事情	2ア 保護者の勤務等により、小学校児童の帰宅後保護監督する者がいないため、親族等が児童を預かる場合。 ㊦小学校児童のみ	・保護者の勤務証明書 ・預け先の保育証明書
	2イ 家庭の特別な事情により、転居届を行わずに居所による指定学校への就学を希望する場合。	居所を確認できる書類 （例：公共料金の支払 通知書写し等）
	2ウ 兄弟姉妹が指定変更で希望校に通学している。 （翌年度に入学する児童・生徒で、現在小6・中3・義務教育学校9年生の兄弟姉妹しかいない場合は該当しない。）	
	2エ その他家庭の特別な事情があり、指定学校を変更したい。	
3 心身の事情	3ア 心身の障害や病気などの事情、または長期通院のため希望校に通学させたい。	医師の診断書
	3イ 特別支援学級への入級のため。	教育委員会が必要と認める書類
4 教育的	4ア いじめ、不登校等学校生活の面から希望校に通学させたい。	同上
	4イ その他の教育的配慮を要するため。	同上
5 通学区変更	5ア 新設校以外の学校に指定学校が変更になったため。	
	5イ 弟妹の指定学校が変更になる予定で、変更予定校へあらかじめ入学させたい。	
6 地理的	6ア 指定学校以外の学校が、指定校より距離が近い場合。（通学区域の変更予定がない場合のみ） ※自宅から指定校及び希望校の距離を計測すること。	
	6イ 通学の安全上等から、特に配慮を要するため。	

共通の添付書類（添付書類の様式は教育委員会に備付しております。）

①申立書 ②自宅(居所)から学校までの通学経路図

（注）理由によって、本書記載以外の書類等について提出をお願いする場合があります。

（注）指定の通学区を変えて就学する場合はスクールバスは使えません。通学の方法・安全確保は保護者の方が担保することが許可の条件になります。

・現年度の申立ての受付は随時行います。教育委員会学校教育課にご相談ください。

・翌年度のための申立ては前年の10月1日以降から受付ます。